



職員の懲戒処分について

令和3年8月6日付けで行った懲戒処分について、報告します。

1. 対象職員

環境部 参事監 (57歳) 男性

2. 処分内容

戒告

3. 処分事由

地方公務員法第29条1項第1号

(法律に違反した場合)

地方公務員法第29条1項第3号

(全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合)

地方公務員法第33条

(信用失墜行為の禁止)

4. 処分日

令和3年8月6日

5. 事件の概要

令和元年7月13日、当時、経済振興部参事監として、出張で訪れた別府競輪場で開催された別府市営別府競輪において、自転車競技法第10条第1号に違反し、車券を購入したものの。

6. 事件の経過

令和元年 7月13日 出張で訪れた別府競輪場で開催された別府市営別府競輪において、車券を購入。

令和2年 8月26日 大分県警から人事課に入電。

令和2年12月7日・8日 大分県警による当該職員への事情聴取。

令和3年 7月19日 千葉地検松戸支部による当該職員への事情聴取。

令和3年 7月30日 当該職員へ罰金10万円の略式命令。



7. 今後の対策について

法令遵守意識の徹底を図ることを念頭に、以下の再発防止策を実施してまいります。

- ①競輪関係者全員に法令遵守の誓約書に署名させ、年度終了後に法令遵守を貫徹したことを確認する。
- ②競輪場内の各事務所等関係者の目につくところに法令遵守事項を記載したポスターを掲示し、毎朝の朝礼や会議等でその内容を読み上げる。
- ③法令遵守に関する研修の充実。

また、本日、職員に対し、副市長名による「綱紀肅正と服務規律の確保」について通知を行い、改めて法律を遵守する義務を負う公務員としての自覚を促し、再発防止に努める。

8. 市長のコメント

この度の不祥事により、市民の皆様のご信頼を損ねましたことにつきましては、誠に遺憾であり、心から深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、綱紀肅正の更なる徹底と、服務規律の確保に引き続き取り組んでいくとともに、市民の皆様との信頼関係の回復のために努力して参ります。

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部人事課 ☎047-366-7306

FAX047-366-7306 ✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp